

## 瀬戸市AEDステーション認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）が設置され、かつ的確な応急救護体制が整備されている事業所等を、せとAEDステーション（以下「AEDステーション」という。）として認定するために必要な事項について定め、もってAEDの普及と救命率の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 救命講習等を修了した者 瀬戸市消防本部が定める応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱第4条に規定する救命講習等を修了した者、又は同等の知識があると瀬戸市消防長（以下「消防長」という。）が認める者をいう。
- (3) AEDステーション認定証（以下「認定証」という。） 消防長がAEDステーションとして認定する事業所等に交付する認定証をいう。
- (4) AEDステーション表示証（以下「表示証」という。） AEDステーションとして認定を受けた事業所等が、出入口等の見えやすい場所に掲示する表示証をいう。

### (認定基準)

第3条 消防長は、事業所等が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、AEDステーションとして認定を行うものとする。

- (1) AEDを備えていること。

(2) 救命講習等を修了した者が常に勤務しており、迅速かつ的確な応急救護体制が整備されていること。

(3) 事業所等の付近で応急手当を必要とする傷病者が発生した場合に、AEDの貸出し又は従業員が応急手当に駆け付けることができる体制であること。

(認定の申請)

第4条 AEDステーションとしての認定を受けようとする事業所等は、消防長にAEDステーション認定証交付申請書（第1号様式）により申請を行うものとする。

(審査)

第5条 消防長は、前条に規定する申請があったときは、第3条の認定基準に適合しているかどうかについて審査するとともに、必要に応じ調査を行うものとする。

(認定証等の交付)

第6条 消防長は、前条に規定する審査の結果、認定基準に適合していると認めるときは、認定証交付台帳（第2号様式）に登録したのち、当該事業等に認定証（第3号様式）及び表示証（第4号様式）を交付するものとする。

(公表)

第7条 消防長は、認定した事業所等（以下「認定事業所等」という）を瀬戸市の広報紙及びホームページ等に公表するものとする。

(認定の取消し等)

第8条 消防長は、認定事業所等が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すとともに、認定証等を返納させるものとする。

(1) 認定事業所等が事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第3条に規定する認定基準に適合しないと認めるとき。

(3) 偽り、その他不正な手段により認定を受けたとき。

(4) その他、表示が適当でないと認めるとき。

(認定基準の適合調査)

第9条 消防長は、認定事業所等が第3条に規定する認定基準に適合しているかどうかを、随時調査できるものとする。

(認定事業所等の責務)

第10条 認定事業所等は、従業員が正確かつ速やかに応急手当等が実施できるように、救命講習等を受講させる等、従業員の育成及び指導を継続的に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の運用に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は平成19年12月14日から施行する。

附則

この要綱は平成20年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年9月1日から施行する。

せとAEDステーション認定証交付申請書

年 月 日	
瀬戸市消防長 殿	
申請者（代表者）	
住所	
名称	
氏名	
印	
瀬戸市AEDステーション認定制度実施要綱第4条の規定に基づき申請します。	
事業所名	
AED設置場所	住所：瀬戸市 場所：
AEDの情報	設置年月日： 年 月 日 メーカー名： 型番： 台数： 台 小児用パッド： 有 ・ 無 小児用モードへの切替： 有 ・ 無
担当者 連絡先	氏名： _____ 電話： ー
救命講習等の 受講状況	講習の種類： 普通救命講習 ・ その他（ ） 講習実施機関： 受講者数： 人

対応可能時間 及び緊急連絡先	対応可能時間 ※ <sup>1</sup>		緊急連絡先 ※ <sup>2</sup>
	月曜日	: ~ :	
	火曜日	: ~ :	
	水曜日	: ~ :	
	木曜日	: ~ :	
	金曜日	: ~ :	
	土曜日	: ~ :	
	日曜日	: ~ :	
	祝日	: ~ :	
備考			

※<sup>1</sup> 対応可能時間とは、営業時間等とは関係なく、AEDの貸出または応急手当に駆け付けることができる時間のことです。

※<sup>2</sup> 緊急連絡先とは、消防署が、貴事業所等に対して、緊急時のAEDの貸出し又は応急手当の協力要請を行う際の連絡先です。

## 認定証交付台帳

交付 番号	交付年月日	事業所名称	廃止・認定取消 年月日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			



交付番号 第 号

# せとAEDステーション 認定証

殿

貴所は、AEDを設置し応急救護体制を確立されている  
ので、せとAEDステーションに認定します。

平成 年 月 日  
瀬戸市消防長

第4号様式（第6条関係）

A E D



認定施設

当所には AED(自動体外式除細動器)が設置してあります。

せと A E D ステーション

- 備考
- 1 この表示証の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。
  - 2 この表示証は、事業所等の出入口等の見えやすい場所に掲出すること。